

熊本県道路監理員任命要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号）第71条第4項の規定による道路監理員（以下「道路監理員」という。）の任命に関し定める。

第2 任命

道路監理員は、次の者をもってあてる。

- (1) 道路整備課長、道路保全課長及び審議員
- (2) 道路整備課課長補佐及び道路保全課課長補佐
- (3) 道路保全課管理班長、市町村道・施設班長及び維持防災班長
- (4) 道路保全課管理班員、市町村道・施設班員及び維持防災班員
- (5) 広域本部（県央を除く。）長、地域振興局長、総務部長、次長、土木部長
- (6) 広域本部（県央を除く。）及び地域振興局の土木部審議員、副部長、技術管理課長、工務課長、工務第一課長、維持管理課長、維持管理調整課長
- (7) 広域本部（県央を除く。）及び地域振興局の工務課、工務第一課、維持管理課及び維持管理調整課の班長、主幹、参事（道路担当の者に限る。）並びに道路管理事務担当者

第3 異動の報告

広域本部（県央を除く。）長及び地域振興局長は、第2の（5）、（6）及び（7）に掲げる職にある者に異動が生じた時は速やかに道路保全課長に報告しなければならない。

第4 補足

この要綱は、昭和38年10月29日から施行する。

第5 経過措置

この要綱施行の際、現に道路監理員に任命されている者は、解任されたものとみなす。

付 則（昭和44年7月8日一部改正）

この要綱は、昭和44年7月8日から施行する。

付 則（昭和46年7月1日一部改正）

この要綱は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則（昭和47年4月1日一部改正）

1 この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に任命されている道路監理員は、本要綱により任命された者とする。

付 則（昭和54年11月1日一部改正）

この要綱は、昭和54年11月1日から施行する。

付 則（平成2年4月21日一部改正）

この要綱は、平成2年4月21日から施行する。

付 則（平成8年4月11日一部改正）

この要綱は、平成8年4月11日から施行する。

付 則（平成１２年４月３日一部改正）

この要綱は、平成１２年４月３日から施行する。

付 則（平成１５年５月６日一部改正）

この要綱は、平成１５年５月６日から施行する。

付 則（平成１８年４月２７日一部改正）

この要綱は、平成１８年４月２７日から施行する。

付 則（平成２１年４月１日一部改正）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

付 則（平成２４年４月１日一部改正）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付 則（平成２６年５月３０日一部改正）

この要綱は、平成２６年５月３０日から施行する。